

北九州市立大学大学院学則

平成17年4月1日
北九大学則第2号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 教員及び運営組織（第8条—第12条）
- 第3章 入学及び進学（第13条—第19条）
- 第4章 授業科目、単位、履修方法等（第20条—第27条）
- 第5章 課程の修了及び学位の授与（第28条—第32条）
- 第6章 在学期間、休学、退学、除籍及び復学（第33条—第38条）
- 第7章 賞罰（第39条・第40条）
- 第8章 科目等履修生、特別科目等履修学生、委託生、研究生、外国人留学生及び博士研究員（第41条—第47条の2）
- 第9章 授業料等の徴収（第48条）
- 第10章 雜則（第49条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 北九州市立大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

（研究科、課程及び教育研究上の目的）

第2条 大学院に置く研究科並びに各研究科の課程及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

| 研究科 | 課程 | 目的 |
|-----------|---------|--|
| 法学研究科 | 修士課程 | 高度化・複雑化する地域社会における多様な法的・政策的課題に対応しうる高度な研究能力を備えた人材、専門的知識を持ちかつ適切な問題解決能力を備えた人材、地域貢献を目指す高度で知的素養のある社会人の養成 |
| 社会システム研究科 | 博士課程 | 社会のあらゆる分野に生起する諸問題を解決していくための、狭い研究領域にこだわらない幅広い専門的な知識と国際的な素養をもった高度な人材の養成 |
| 国際環境工学研究科 | 博士課程 | 持続可能な発展を目指して、エネルギー・環境・情報について、正しい認識を持って社会に貢献できる、高度な技術者、研究者及び教育者の養成 |
| マネジメント研究科 | 専門職学位課程 | 営利組織及び非営利組織が活動する各領域で、革新的な事業創造・組織改革を推進するために、幅広い知識を吸収し、総合的な課題解決能力を養い、高い倫理観とグローバル的視野を持った、地域をリードする高度専門職業人の養成 |

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程

(以下「博士後期課程」という。)に区分する博士課程とし、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(専攻、課程及び教育研究上の目的)

第3条 研究科に置く専攻並びに各専攻の課程及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 課程 | 目的 |
|-----------|------------|--------|--|
| 法学研究科 | 法律学専攻 | 修士課程 | 高度化・複雑化する地域社会における多様な法的・政策的課題に対応しうる高度な研究能力を備えた人材、専門的知識を持ちかつ適切な問題解決能力を備えた人材、地域貢献を目指す高度で知的素養のある社会人の養成 |
| 社会システム研究科 | 現代経済専攻 | 博士前期課程 | 国内外の経済社会の動向を的確に把握し、経済・経営の抱える課題について実践的、理論的に解決策を提示できる人材及び公共的業務や企業等において活躍できる高度な専門職業人の養成 |
| | 地域コミュニティ専攻 | 博士前期課程 | 地域コミュニティの現代的再生を目指し、人間関係に係る学際的学問領域を統合した高度専門リカレント教育と高度な専門職業人の養成 |
| | 文化・言語専攻 | 博士前期課程 | 文化と言語に係る専門知識と能力を涵養し、深い洞察力と広い視野を持つ人材の養成及び高度な専門職業人の養成 |
| | 東アジア専攻 | 博士前期課程 | グローバル化する世界の動向を的確に理解し、東アジアをはじめとする国際社会において活躍できる高度な専門職業人の養成 |
| | 地域社会システム専攻 | 博士後期課程 | 地域研究・地域社会研究を通じて高度な研究能力と専門知識を身につけ、地域が抱える諸課題を分析し、具体的な解決策を提言できる能力を備えた高度専門職業人及び研究者の養成 |
| 国際環境工学研究科 | 環境工学専攻 | 博士前期課程 | 環境工学について高度な専門的知識を活用でき、国際的な場で活躍できる高い能力を身に付けた高度専門職業人及び研究者の養成 |
| | | 博士後期課程 | 環境工学についてより高度な専門的知識を活用でき、国際的な場で活躍できる高い能力を身に付けた研究者及び教育者の養成 |
| | 情報工学専攻 | 博士前期課程 | 情報工学について高度な専門的知識を活用でき、国際的な場で活躍できる高い能力を身に付けた高度専門職業人及び研究者の養成 |
| | | 博士後期課程 | 情報工学についてより高度な専門的知識を活用でき、国際的な場で活躍できる高い能力を身に付けた研究者及び教育者の養成 |

| | | | |
|---------------|--------------|-------------|--|
| | 環境システム 専攻 | 博士前期課程 | 環境システムについて高度な専門的知識を活用でき、国際的な場で活躍できる高い能力を身に付けた高度専門職業人及び研究者の養成 |
| | | 博士後期課程 | 環境システムについてより高度な専門的知識を活用でき、国際的な場で活躍できる高い能力を身に付けた研究者及び教育者の養成 |
| マネジメント 研究科 | マネジメント 専攻 | 専門職学位 課程 | 営利組織及び非営利組織が活動する各領域で、革新的な事業創造・組織改革を推進するために、幅広い知識を吸収し、総合的な課題解決能力を養い、高い倫理観とグローバル的視野を持った、地域をリードする高度専門職業人の養成 |

第4条 削除

(定員)

第5条 大学院の学生の定員は、次のとおりとする。

| 研 究 科 | 区 分 | 入 学 定 員 | 収 容 定 員 |
|-----------|---------------------|------------|------------|
| 法学研究科 | 法 律 学 専 攻 | 10人 | 20人 |
| 社会システム研究科 | 現 代 経 済 専 攻 | 博士前期課程 | 8人 |
| | 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 専 攻 | | 8人 |
| | 文 化 ・ 言 語 専 攻 | | 10人 |
| | 東 ア ジ ア 専 攻 | | 8人 |
| | 地 域 社 会 シ ス テ ム 専 攻 | 博士後期課程 | 8人 |
| 国際環境工学研究科 | 環 境 工 学 専 攻 | 博士前期課程 | 50人 |
| | | 博士後期課程 | 8人 |
| | 情 報 工 学 専 攻 | 博士前期課程 | 40人 |
| | | 博士後期課程 | 6人 |
| | 環 境 シ ス テ ム 専 攻 | 博士前期課程 | 50人 |
| | | 博士後期課程 | 8人 |
| マネジメント研究科 | マネジメント専攻 | 30人 | 60人 |

(修業年限)

第6条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の修業年限は2年とし、博士後期課程の修業年限は3年とする。

(学年、学期及び休業日)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第47条第1項の規

定により入学を許可された外国人留学生その他の学生のうち学長が特に必要と認めるものに係る学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

- 2 学期及び休業日については、北九州市立大学学則（平成17年北九大学則第1号。以下「大学学則」という。）第17条第2項、第3項及び第18条の規定を準用する。

第2章 教員及び運営組織

(教員)

- 第8条 研究科に教授、准教授、講師、助教、助手その他必要な教員を置く。
- 2 前項の教員は、研究科以外の北九州市立大学教員がこれを兼ねることができる。
- 3 修士課程及び博士課程において研究指導を担当する教員（以下「研究指導教員」という。）及び研究指導の補助を行ひ得る教員（以下「研究指導補助教員」という。）は、当該研究科の専任の教員（助教及び助手を除く。）のうち大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に規定する資格を有する教員とする。
- 4 社会システム研究科及び国際環境工学研究科にあっては、特任教員（本学の教授、准教授又は講師の選考基準に適合する者に限る。）のうち大学院設置基準に規定する資格を有する者を研究指導教員又は研究指導補助教員とすることができる。

(研究科長及び専攻長)

- 第9条 研究科に研究科長を置く。
- 2 社会システム研究科及び国際環境工学研究科に専攻長を置く。

(研究科委員会)

- 第10条 研究科に研究科委員会を置く。
- 2 法学研究科、社会システム研究科及び国際環境工学研究科の研究科委員会は、研究指導教員（特任教員である者を除く。）をもって組織する。
- 3 マネジメント研究科の研究科委員会は、マネジメント研究科の専任の教員をもって組織する。
- 4 研究科委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 研究科に関する諸規程の制定改廃に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 学生の進学（第17条に規定する進学をいう。以下この号において同じ。）、休学、退学、復学、除籍、留学その他学生の身分に関すること（学生の進学に関することについては、社会システム研究科及び国際環境工学研究科における研究科委員会に限る。）。
- (4) 成績評価、学位請求論文の審査等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、研究科の教育、研究及び運営に関すること。
- 5 研究科委員会は、入学、課程の修了及び学位の授与のほか学長が別に定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 6 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長又は研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 7 研究科委員会は、必要があると認めるときは、第4項第1号、第2号、第3号及び第5号並びに第5項及び第6項に規定する事項の審議については、研究指導教員以外の専任の教員を加えることができる。
- 8 社会システム研究科及び国際環境工学研究科における研究科委員会は、必要があると

認めるときは、第4項第2号から第5号まで並びに第5項及び第6項に規定する事項の審議については、研究指導教員である特任教員を加えることができる。

(大学院委員会)

第11条 大学院に大学院委員会を置く。

(研究科長等に関する事項の学長への委任)

第12条 前3条に定めるもののほか、研究科長、専攻長、研究科委員会及び大学院委員会に関し必要な事項は、別に学長が定める。

第3章 入学及び進学

(入学資格)

第13条 大学院の修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第83条に定める大学を卒業した者
 - (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると、研究科委員会の議を経て、学長が認めたもの
 - (9) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると、研究科委員会の議を経て、学長が認めた者で、22歳に達したもの
- 2 大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法

(昭和51年法律第72号) 第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると、研究科委員会の議を経て、学長が認めた者で、24歳に達したもの

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学者の選考)

第15条 入学を志願する者に対しては入学試験を行い、研究科委員会の議を経て、学長が合否を決定する。

(入学の許可等)

第16条 前条の規定により合格を決定された者は、学長の定める入学に関する手続を指定の期日までに完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学に関する手続を完了した者に対して入学を許可する。

(進学)

第17条 大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了した者が引き続き大学院の博士後期課程に進むこと(以下「進学」という。)を志願した場合における進学の時期、進学者の選考及び進学の許可等については、第14条から前条までの規定を準用する。

(転入学)

第18条 学長は、他の大学の大学院から当該大学の学長の承認を得て転入学を希望する者については、欠員がある場合に限り、選考のうえ研究科委員会の議を経て、入学を許可することができる。

(再入学)

第19条 学長は、第36条の規定により退学した者又は第37条第1項の規定により除籍された者が退学し、又は除籍されるときに在籍していた専攻(当該専攻が廃止されているときは、当該専攻に相当する専攻として学長が定める専攻)に再入学を志願する場合には、選考の上研究科委員会の議を経て再入学を許可することができる。

2 第16条の規定は、前項の規定により再入学をしようとする者について準用する。

第4章 授業科目、単位、履修方法等

(授業科目及び単位数)

第20条 研究科における授業科目及びその単位数は、研究科規程で定める。

(履修方法)

- 第21条 学生は、在学期間に、前条の規定により定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。
- 2 学生は、履修する授業科目の選択及び学位請求論文（修士課程及び博士前期課程においては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の作成に当たっては当該学生を担当する研究指導教員の指導を受けなければならない。
- 3 研究科委員会が必要があると認めるときは、学生（博士後期課程の学生を除く。）に学部の授業科目を受講させることができる。
- 4 社会システム研究科及び国際環境工学研究科において、研究科委員会が必要があると認めるときは、学生（博士後期課程の学生に限る。）に修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程の授業科目を履修させることができる。この場合において、学生が修得した単位は、課程の修了に必要な単位には算入しない。

(他の研究科等の授業科目の履修)

- 第22条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生（博士後期課程の学生を除く。）が他の専攻の授業科目又は他の研究科の授業科目（修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程の授業科目に限る。）を履修することを認めることができる。
- 2 社会システム研究科及び国際環境工学研究科において、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生（博士後期課程の学生に限る。）が他の専攻の授業科目又は他の研究科の授業科目（博士後期課程の授業科目に限る。）を履修することを認めることができる。
- 3 前2項の規定により学生（社会システム研究科博士後期課程の学生を除く。）が修得した単位は、4単位（社会システム研究科博士前期課程においては、10単位）を超えない範囲で課程の修了に必要な単位に算入することができる。

(他の大学の大学院の授業科目の履修)

- 第23条 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、学長は、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修することを研究科委員会の議を経て、認めることができる。
- 2 前項の規定により学生（社会システム研究科博士後期課程の学生を除く。）が修得した単位は、10単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位に算入することができる。
- 3 第1項の規定により学生が修得した単位は、マネジメント研究科において、22単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位に算入することができる。

(留学)

- 第24条 前条の規定は、学生が学長の許可を受けて外国の大学の大学院又はこれに相当する教育機関に留学する場合に準用する。この場合において、留学期間は在学期間に算入する。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第25条 研究科委員会において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、社会システム研究科博士後期課程の学生にあっては、他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、修了に必要な単位には算入しない。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 マネジメント研究科において、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、22単位を超えないものとする。

(授業科目の単位の認定)

- 第26条 授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告によって行う。
- 2 前項の試験又は研究報告の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。

(履修方法その他必要な事項)

- 第27条 第20条から前条までに定めるもののほか、履修方法その他必要な事項は、研究科規程で定める。

第5章 課程の修了及び学位の授与

(学位請求論文の提出及び最終試験)

- 第28条 修士課程又は博士前期課程においては1年以上、博士後期課程においては2年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、学位請求論文を提出して最終試験を受けることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程、博士前期課程又は博士後期課程において、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者は、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文を提出して最終試験を受けることができる。ただし、博士後期課程においては、当該者が博士前期課程又は他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者であるときは、博士後期課程に1年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得していなければならない。
 - 3 最終試験は、学位請求論文を中心とする。ただし、研究科委員会が必要と認めるときは、これに関連する科目について試験を行うことができる。

(課程の修了)

- 第29条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、修士課程又は博士前期課程に2年（研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者である場合は1年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、研究科の行う学位請求論文の審査及び前条の最終試験に合格することとする。
- 2 博士後期課程の修了の要件は、博士後期課程に3年（研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者である場合は1年、当該者が博士前期課程又は他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者である場合は2年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位請求論文の審査及び前条の最終試験に合格することとする。
 - 3 学位請求論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は、審査委員会の報告に基づき、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。
 - 4 専門職学位課程の修了の要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、所定の単位を取得することとする。

- 5 マネジメント研究科は、第25条第3項の規定により大学院に入学する前に修得した単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 6 修士課程、博士前期課程、博士後期課程及び専門職学位課程の修了は、研究科委員会の議を経て、学長が認定する。

（学位の授与）

- 第30条 学長は、大学院の課程を修了した者に対し、別に学長が定めるところにより、研究科委員会の議を経て、修士、博士又は専門職学位の学位を授与する。
- 2 前項に定めるもののほか、学長は、別に学長が定めるところにより、博士の学位に係る学位請求論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると認める者に対し、研究科委員会の議を経て、博士の学位を授与することができる。

（学位の授与の時期）

- 第31条 前条第1項の規定による修士、博士又は専門職学位の授与は、3月に行う。ただし、学長は、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあっては2年（研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者は1年）以上、博士後期課程にあっては3年（研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者は1年、当該者が博士前期課程又は他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者は2年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者から願い出があったときは、研究科委員会の議を経て、9月にこれを行うことができる。

（教育職員の免許状授与の所要資格の取得）

- 第32条 中学校教諭1種免許状又は高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 研究科において前項の所要資格を取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状に係る免許教科の種類は、次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 免許状の種類 | 免許教科の種類 |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 法学研究科 | 法律学専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 社会 |
| | | 高等学校教諭専修免許状 | 公民 |
| 社会システム研究科 | 文化・言語専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 英語 |
| | | 高等学校教諭専修免許状 | 英語 |
| | 東アジア専攻 | 中学校教諭専修免許状 | 英語 |
| | | 高等学校教諭専修免許状 | 英語 |

第6章 在学期間、休学、退学、除籍及び復学

(在学期間)

第33条 在学期間は、国際環境工学研究科（博士前期課程に限る。）にあっては4年、法学研究科、社会システム研究科（博士前期課程に限る。）、国際環境工学研究科（博士後期課程に限る。）及びマネジメント研究科にあっては6年、社会システム研究科（博士後期課程に限る。）にあっては8年を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第34条 研究科長は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

(休学)

第35条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により3月以上修学することができない者に対し、その者の願い出により、研究科委員会の議を経て、休学を許可することができる。

- 2 休学期間は、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年を超えることができない。ただし、第19条第1項の規定により再入学した者の休学期間は、その者が退学し、又は除籍される前の休学期間と再入学後の休学期間を通算して、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 4 前3項に規定するもののほか、休学に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、学長に退学願を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の退学願を受け付けたときは、その者について、研究科委員会の議を経て退学を許可することができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、退学に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(除籍)

第37条 学長は、授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお指定期日までに納入しない者を除籍する。

- 2 学長は、研究科委員会の議を経て次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。
 - (1) 第33条に規定する在学期間を超えた者
 - (2) 第35条第2項に規定する休学期間を超えた者
 - (3) 死亡した者

(復学)

第38条 学長は、第35条第1項の規定により休学した者で休学の事由が消滅したものが復学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、復学に関し必要な事項は、別に学長が定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第39条 学生として模範とするに足る者は、教育研究審議会の議を経て、学長はこれを表彰することができる。

(懲戒)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長はこれを懲戒することができる。

- (1) この学則その他の規程に違反した者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし、退学は前項第2号又は第4号に該当する者に限り行うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、懲戒に関し必要な事項は、別に学長が定める。

第8章 科目等履修生、特別科目等履修学生、委託生、研究生、外国人留学生及び博士研究員

(科目等履修生)

第41条 大学院で開設する授業科目を履修しようとする者については、学生の履修に支障がない場合において、選考の上研究科委員会の議を経て学長が、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生として履修を志願することができる者の資格及び科目等履修生の履修に關し必要な事項は、研究科規程で定める。

第42条 科目等履修生で授業科目を履修したものに対しては、単位を与える。

2 第26条の規定は、科目等履修生の単位の認定について準用する。

第43条 科目等履修生がこの学則に違反したとき、又はその本分に反する行為を行ったときは、学長は、当該履修の許可を取り消すことができる。

(特別科目等履修学生)

第44条 学長は、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院との協議に基づき、研究科委員会の議を経て、当該大学の大学院の学生が特別科目等履修学生として大学院の授業科目を履修することを許可することができる。この場合において、やむを得ない事由により当該外国の大学の大学院と事前に協議を行うことが困難な場合には、当該協議は事後において行うことができる。

2 第41条第2項、第42条及び前条の規定は、特別科目等履修学生について準用する。

(委託生)

第45条 公の機関又は団体からの委託生として大学院で開設する授業科目を履修しようとする者については、学生の履修に支障がない場合において、選考の上研究科委員会の議を経て、学長が履修を許可することができる。

2 第41条第2項及び第43条の規定は、委託生について準用する。

(研究生)

- 第46条 大学院研究科で特定の事項について研究しようとする者については、選考の上、研究科委員会の議を経て学長が、研究生として入学を許可することができる。
- 2 研究生がこの規則の規定に違反したとき若しくはその本分に反する行為をしたとき又は疾病その他やむを得ない理由により研究の継続ができないと認められるときは、研究科委員会の議を経て学長は、当該研究の許可を取り消すことができる。
- 3 前2項に定めるものほか、研究生に関し必要な事項は、別に学長が定める。

(外国人留学生)

- 第47条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、入学を志願するものに対しては、特別の選考により研究科委員会の議を経て、外国人留学生として定員外に入学を許可することができる。
- 2 前項の外国人留学生に係る入学選考その他必要な事項については、別に学長が定める。

(博士研究員)

- 第47条の2 学長は、大学院研究科に博士研究員を置くことができる。
- 2 博士研究員に関し必要な事項については、別に学長が定める。

第9章 授業料等の徴収

(授業料等の徴収)

- 第48条 授業料、入学金その他の費用の徴収については、別に定める。

第10章 雜則

(委任)

- 第49条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に学長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第5条の規定の適用については、同条の表国際環境工学研究科の項収容定員の欄中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の中欄に掲げる年度にあっては、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|------|--------|-----|
| 120人 | 平成17年度 | 75人 |
| 45人 | 平成17年度 | 21人 |
| | 平成18年度 | 33人 |
| 80人 | 平成17年度 | 50人 |
| 30人 | 平成17年度 | 14人 |
| | 平成18年度 | 22人 |

付 則

この学則は、平成17年6月26日から施行する。

付 則

この学則は、平成18年3月22日から施行する。

付 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の第2条に規定する経営学研究科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に経営学研究科に在学する者が経営学研究科に在学しなくなる日まで存続するものとする。
- 3 改正前の第3条の規定により経営学研究科に置くこととされる経営学専攻は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に経営学研究科に在学する者が経営学研究科に在学しなくなる日まで存続するものとする。
- 4 第2項の規定により存続する経営学研究科経営学専攻の収容定員は次のとおりとする。

| 研究科 | 区分 | 平成19年度 | 平成20年度以後 |
|--------|-------|--------|----------|
| 経営学研究科 | 経営学専攻 | 10人 | 0人 |

- 5 第2項の規定により存続する経営学研究科に在学する者に係る教育職員免許状の種類等は、改正後の第32条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の第2条に規定する外国語学研究科、経済学研究科及び人間文化研究科（以下これらを「旧研究科」という。）は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に旧研究科に在学する者が旧研究科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
- 3 改正前の第3条の規定により外国語学研究科に置くこととされている英米言語文化専攻及び中国言語文化専攻、経済学研究科に置くこととされている経済学専攻、人間文化研究科に置くこととされている人間文化専攻は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に旧研究科に在学する者が旧研究科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
- 4 付則第2項の規定により存続する旧研究科の収容定員は次のとおりとする。

| 研究科 | 区分 | 平成20年度 | 平成21年度以後 |
|-----|----|--------|----------|
|-----|----|--------|----------|

| | | | |
|---------|----------|-----|----|
| 外国語学研究科 | 英米言語文化専攻 | 6人 | 0人 |
| | 中国言語文化専攻 | 4人 | 0人 |
| 経済学研究科 | 経済学専攻 | 10人 | 0人 |
| 人間文化研究科 | 人間文化専攻 | 14人 | 0人 |

5 付則第2項の規定により存続する旧研究科に在学する者に係る教育職員免許状の種類等は、改正後の第32条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 國際環境工学研究科の環境工学専攻博士前期課程、環境工学専攻博士後期課程における平成20年度及び平成21年度の収容定員は、改正後の第5条の規程にかかわらず、次のとおりとする。

| 研究科 | 区分 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 国際環境工学研究科 | 環境工学専攻 | 博士前期課程 | 100人 |
| | | 博士後期課程 | 40人 |

付 則

この学則は、平成21年3月10日から施行する。

付 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 国際環境工学研究科における平成25年度及び平成26年度の収容定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

| 研究科 | 区分 | 平成25年度 収容定員 | 平成26年度 収容定員 |
|---------------|----------|----------------|----------------|
| 国際環境工学 研究科 | 環境工学専攻 | 博士前期課程 | 90人 |
| | | 博士後期課程 | 24人 |
| | 情報工学専攻 | 博士前期課程 | 80人 |
| | | 博士後期課程 | 24人 |
| | 環境システム専攻 | 博士前期課程 | 110人 |
| | | 博士後期課程 | 28人 |

付 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第26条第2項、第28条第2項、第29条第1項及び第31条の規定は、平成25年度以後の入学者（再入学者を除く。）について適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 再入学者に係る第26条第2項、第28条第2項、第29条第1項及び第31条の規定の適用については、当該再入学者が再入学の時に属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第32条第2項の規定は、平成26年度以後の入学者（再入学者を除く。）について適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 再入学者に係る第32条第2項の規定の適用については、当該再入学者が再入学の時に属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第22条第3項の規定は、平成26年度以後の入学者（再入学者を除く。）について適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 再入学者に係る第22条第3項の規定の適用については、当該再入学者が再入学の時に属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第22条第3項、第23条第2項及び第25条第1項の規定は、平成27年度以後の入学者（再入学者を除く。）について適用し、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 再入学者に係る第22条第3項、第23条第2項及び第25条第1項の規定の適用については、当該再入学者が再入学の時に属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 國際環境工学研究科における平成31年度及び平成32年度の収容定員は、改正後の第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| 研 究 科 | 区 分 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|---------------|----------------|--------|--------|
| 國際環境工学 研究科 | 環 境 工 学 専 攻 | 博士前期課程 | 100人 |
| | | 博士後期課程 | 16人 |
| | 情 報 工 学 専 攻 | 博士前期課程 | 80人 |
| | | 博士後期課程 | 14人 |
| | 環 境 シス テ ム 専 攻 | 博士前期課程 | 110人 |
| | | 博士後期課程 | 16人 |